

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年2月20日（平成29年（行個）諮問第41号）

答申日：平成29年7月31日（平成29年度（行個）答申第81号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成28年特定月頃、特定労働基準監督署に未払い賃金の件で申告した申告処理台帳一式。ただし、請求人が提出した資料は除く。（事業場名：特定事業場 事業場住所：特定住所）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月16日付け東労発総個開第28-726号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定労働基準監督署の担当者が私へ電話にて開示した内容が開示されていない。

内容として、労働契約、休日状況、就業状況や業務命令など。

（2）意見書

特定事業場は、法に反することを行っているのである。最低賃金以下で労働者を働かせていたり、労働基準監督署に対しても嘘に嘘を重ねてごまかし続けている悪質な企業であるといえる。

このような企業を擁護するようなことを行うことはあってはならないことであり、言語道断であるといえる。

特定社長以外の人物名を削除することは理解できるが、それ以外のことを削除してはいけないはずである。例え、このことで特定事業場の営業利益に影響があってもそれは自業自得であるといえる。

それよりも、この悪質な企業のおかげで事件や事故などにつながって不幸になっていく可能性のある従業員や関係者を守るべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求人」という。）は、平成28年10月18日付け（同日受付）で処分庁に対して法12条1項の規定に基づき「私が特定年月頃特定労働基準監督署に未払い賃金の件で申告した申告処理台帳一式。ただし、請求人が提出した資料は除く。（特定事業場）」に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は平成28年11月16日付け東労発総個開第28-726号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求人がこれを不服として同月23日付け（同月28日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、下記3（3）に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

（1）保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において未払い賃金があるとした情報提供による申告処理に係る申告処理台帳のうち、請求人が提出した資料を除いたものであり、別表2の1欄に掲げる文書1ないし5の文書（以下「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下のア及びイに記載する情報は、請求人の個人に関する情報ではなく、さらに請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

ア 是正勧告書（控）の一部（文書4の④）

文書4の④は専ら業務処理上必要な情報であり、請求人個人を識別できる個人情報が含まれていないため、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書の一部（文書5の②）

文書5の②は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であるが、当該文書には、請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。

労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

文書1の申告処理台帳及び申告処理台帳続紙のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

当該記載のうち、なお不開示とした部分は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求人が知り得る情報とは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないとされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報の中には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 担当官が作成又は収集した文書（文書2）

文書2のうち、なお不開示とした部分については、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、必要な資料が隠ぺいされることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては法違反の発見ができなくなるおそれがある。さらには、このような法違反が発見されない状況は事業者の法違反行為を惹起することとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが生じることとなるため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 監督復命書（文書3）

監督復命書及び続紙は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

（ア）監督復命書の「参考事項・意見」欄

文書3の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないとされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、

直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分

文書3の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基

準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠ぺいを行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、文書3の②は、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書きないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 是正勧告書（控）（文書4）

是正勧告書（控）は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、労働基準法等関係法令に違反があった場合、その違反事項について是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する是正勧告書の控えである。

文書4の①は、労働基準法等関係法令の違反内容、是正の期限の情報等が記載されており、これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこ

ととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定の事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反等の隠ぺいを行うなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、さらに検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであることから、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

文書4の②は、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

文書4の③の受領者の印影については、認証的機能を有するもので、かつ、それにふさわしい形状をしており、これを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、法14条3号イに該当することから、不開示とすることが妥当である。

オ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書5）

文書5の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠ぺいを行うなど、検

査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分

文書3の③及び文書4の⑤は、該当箇所が空欄となっているか、原処分において既に開示されている情報であり、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「特定労働基準監督署の特定監督官が私に電話にて開示した内容が開示されていない。」と主張しているが、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を適切に判断しているものであることから、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記3(3)で開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年2月20日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月9日 | 審議 |
| ④ 同月21日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年7月6日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成28年特定月頃、特定労働基準監督署に未払い賃金の件で申告した申告処理台帳一式。ただし、請求人が提出した資料は除く。(事業場名：特定事業場 事業場住所：特定住所)」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人と

する保有個人情報に該当しない，又は法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして，不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，原処分の取消しを求めている。

これに対して，諮問庁は，諮問に当たり，原処分で不開示とした部分のうち，一部を新たに開示した上で，その余の部分については，原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は，下記の（1）及び（2）の文書に記録された情報については，審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから，審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ，当該部分には，審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで，当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

（1）別表1に掲げる文書4（是正勧告書（控））の④について

当該部分は，認印の押印欄及び確認方式から構成され，是正状況の確認者が誰であるかについての情報及び再監督，実地調査，書面又は口頭のいずれの方法により是正を確認したかについての情報が記載されることとなっており，これらは専ら業務処理上必要な情報であって，審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって，当該部分は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

（2）別表1に掲げる文書5（特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書）の②について

当該文書は，特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であるものの，当該文書の記載内容に加え，その取得の目的等を考慮しても，当該文書に記載された情報が，他の情報と照合することにより，審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって，当該部分は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

（1）別表2に掲げる文書1（申告処理台帳及び申告処理台帳続紙）の不開示部分について

当該部分には、申告処理に当たっての被申告事業場の担当者から聴取した内容及び労働基準監督官が説明した内容等のやり取りが記載されている。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、3頁の「処理経過」欄2行目、4行目ないし32行目、4頁の「処理経過」欄1行目ないし14行目、20行目ないし22行目、24行目ないし32行目並びに5頁の「処理経過」欄1行目ないし6行目及び8行目については、審査請求人が審査請求書（上記第2の（1））において主張するとおり、労働基準監督官から審査請求人に対して説明した内容であり、審査請求人が承知している情報であるとのことである。

イ 上記アに掲げる部分のうち、3頁の「処理経過」欄12行目26文字目、13行目5文字目、6文字目、10文字目、11文字目、15文字目及び16文字目並びに14行目14文字目は、審査請求人以外の特定の個人名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、その余の部分については、それぞれやり取りごとに被申告事業場の担当者及び労働基準監督官についての法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、上記アの諮問庁の説明により、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当する。また、審査請求人が承知している情報であることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督官の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 文書1の不開示部分のうち、上記アに掲げる部分を除く部分には、当該申告事案について、労働基準監督官が被申告事業場の担当者から聴取した内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示

すると、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2に掲げる文書2（担当官が作成又は収集した文書）の不開示部分について

当該不開示部分には、労働基準監督官の指導に係る手法等に関する情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（1）ウと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表2に掲げる文書3（監督復命書）の不開示部分について

ア 文書3の①の不開示部分について

(ア) 文書3の①の不開示部分のうち、8頁の「労働者数」欄の不開示部分、「労働組合」欄、「週所定労働時間」欄及び「最も賃金の低い者の額」欄について

当該部分は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した被申告事業場の内部情報であり、また、審査請求人が特定事業場を退職した日以降の情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（1）ウと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書3の①の不開示部分のうち、8頁の「署長判決」欄並びに8頁及び9頁の「参考事項・意見」欄の不開示部分について

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（1）ウと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書3の①の不開示部分のうち、「違反法条項・指導事項等」欄の1枠目2行目7文字目ないし12文字目及び「是正期日（命令の期日を含む）」欄の1枠目の不開示部分について

当該部分に記載されている情報は、違反法条項、指導条項及びそ

の是正期日に係る記載であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書3の②の不開示部分について

当該部分には、面接者の職氏名が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、上記(1)アのとおり、労働基準監督官から審査請求人に対して説明した内容であり、審査請求人が承知している情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(4) 別表2に掲げる文書4（是正勧告書（控））の不開示部分について

ア 文書4の①の不開示部分について

当該部分には、違反事項及びその是正期日に係る情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記(3)ア(ウ)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書4の②の不開示部分について

当該部分には、特定事業場の担当者の職名及び署名が記載されており、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名については、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書4の③の不開示部分について

当該不開示部分は、特定事業場の印影である。

当該印影については、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表2に掲げる文書5（特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書）の①の不開示部分について

ア 当該部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分は、審査請求人の給与に関する特定事業場の内部資料であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

審査請求人は、自身の未払い賃金の件で特定労働基準監督署に申告していることから、特定労働基準監督署が、調査のため給与に関する内部資料を特定事業場から入手することは、審査請求人において当然推認できるものであると認められ、その内容については、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分は、審査請求人以外の特定事業場関係者の給与に関する内部資料であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、関係事業場の事業者を始めとする各事業者が労働基準監督官に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関の行う検査・指導事務に関し、事業場及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分	2 保有個人情報 該当性
文書 4 の④ 是正勧告書（控）の「是正確認」欄	該当しない
文書 5 の② 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（23頁ないし29頁）	該当しない

別表 2

1 文書番号, 文書名及び頁			2 原処分において不開示とされている部分	3 不開示情報 該当性 (法 14 条)	4 開示すべき部分
文書番号	文書名	頁			
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1ないし5	1 頁の「申告の内容」欄 9 行目 2 頁の「処理経過」欄 9 行目ないし 12 行目, 14 行目, 19 行目 1 文字目ないし 20 文字目, 21 行目, 25 行目, 26 行目及び 28 行目ないし 30 行目 3 頁の「処理経過」欄 3 行目を除く全て 4 頁の「処理経過」欄 2 3 行目を除く全て 5 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 6 行目, 8 行目, 10 行目及び 11 行目	2 号, 3 号イ及びロ, 5 号並びに 7 号イ	3 頁の「処理経過」欄 2 行目, 4 行目ないし 32 行目, 4 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 14 行目, 20 行目ないし 22 行目, 24 行目ないし 32 行目並びに 5 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 6 行目及び 8 行目
2	担当官が作成又は収集した	6, 7 及び 30	6 頁の 17 行目 4 文字目, 5 文字目及び 9 文字目ないし 30 文字目, 18 行目並	5 号及び 7 号イ	なし

	文書		びに19行目 7頁の17行目4文字目, 5文字目及び 9文字目ないし30 文字目, 18行目並 びに19行目		
3	監督復 命書	8及 び9	① 8頁の「労働者 数」欄の不開示部 分, 「労働組合」 欄, 「週所定労働時 間」欄, 「最も賃金 の低い者の額」欄, 「署長判決」欄, 「参考事項・意見」 欄4行目及び5行 目, 「違反法条項・ 指導事項等」欄1 枠目2行目7文字 目ないし12文字 目並びに「是正期 日(命令の期日を含 む)」欄1枠目 9頁の「参考事項・ 意見」欄1行目, 3 行目9文字目ない し6行目, 7行目 19文字目ないし 8行目2文字目, 8行目19文字 目ないし13行 目及び15行目	3号イ及 びロ, 5 号並びに 7号イ	なし
			② 8頁の「面接者職 氏名」欄	2号	全て
			③ 8頁の「No」, 「違反法条項・指 導事項等」, 「是 正期日(命令の期 日を含む)」各欄 のうち2	新たに開 示	—

			<p>枠目から7枠目 9頁の「参考事項・意見」欄7行目1文字目ないし18文字目，8行目3文字目ないし18文字目及び14行目</p>		
4	<p>是正勸告書 (控)</p>	10	<p>①「違反事項」欄1行目5文字目ないし6行目及び「是正期日」欄1行目</p>	<p>3号イ及びロ，5号並びに7号イ</p>	なし
			<p>②「受領者職氏名」欄</p>	2号	なし
			<p>③受領者の印影</p>	3号イ	なし
			<p>④「是正確認」欄</p>	保有個人情報非該当	なし
			<p>⑤「法条項」欄の不開示部分全て，「違反事項」欄7行目ないし18行目及び「是正期日」欄2行目ないし18行目</p>	新たに開示	—
5	<p>特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書</p>	<p>11ないし29</p>	<p>①11頁ないし22頁</p>	<p>2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イ</p>	<p>11頁の全て，12頁の1行目，表側及び左から8列目並びに13頁ないし22頁各頁の1行目，表側及び左から3列目</p>
			<p>②23頁ないし29頁</p>	保有個人情報非該当	なし

(注) 対象文書には頁番号は付番されていないが，対象文書の1枚目ないし30枚目に1頁ないし30頁と付番したものを「頁」として記載している。